

令和7年3月21日

中野区長 酒井直人 様
中野区教育長 田代雅規 様

中野区障害者差別解消審議会
会長 小澤 温

中野区障害者差別解消審議会の意見について

第3期第2回中野区障害者差別解消審議会において、次のとおり意見を取りまとめたので提出する。

1 区の相談対応について

(1) 聴覚過敏のある方への対応について

区が管理運営を行う施設において音楽を放送する場合、聴覚過敏のある方が利用することを想定し、放送の聞こえない、聞こえにくい場所を用意し、要望があればその場所を案内できるように備えておくことが望ましい。

また、毎日決まった時間に音楽を放送すると、その時間帯に利用したい方の来庁、来所を阻む恐れがあるため、曜日によって放送時間を変えることや、音楽を流す直前にお知らせする等、配慮すべきである。

(2) 相談先の案内等について

障害福祉課の相談窓口において障害福祉課が直接所管していない事項の相談を受けた場合でも、適切な相談先を案内できるようにしておくべきである。

2 区の啓発事業について

(1) 障害平等研修について

・区職員だけでなく、フロア案内スタッフ等の委託事業者や、庁舎を借りて営業している1階カフェテリアなどの事業者についても積極的な参加を促してもらいたい。

(2) 障害理解のための出前講座について

・出前講座は、直接障害のある方の話を聞いたり、様々な体験ができるいい機会であるため、区立小中学校だけでなく、PTAなど対象を広げて実施してほしい。

(3) 事業説明に用いる用語について

・新規事業の説明で「障害のある人となない人との交流」とあるが、障害のある人、ない人と二分するような表現は適切でない。今後はできる限り「共生社会」といった障害の有無よりも広い意味で法律で用いられている用語を参考にするなど、適切な用語の使用に努められたい。